

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目

次

ページ

監査委員公表

○副委員長 藤田 伸
○副委員長 藤田 伸

一
三六

監 査 委 員 公 表

監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した平成12年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年8月2日

北海道監査委員 山 崎 正 隆
北海道監査委員 岡 本 修 一
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の結果の報告

平成12年度に係る監査の結果については、公営企業会計にあっては平成13年6月4日に議会及び知事に報告（平成13年6月12日付け北海道公報号外第28号で公表）し、一般会計及び特別会計にあっては平成13年9月8日に議会、知事、関係のある委員会等に報告（平成13年9月14日付け北海道公報号外第41号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 公営企業会計

(1) 指摘事項に対する措置

区 分	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
病院事業 会計	事業の経営については、入院患者数の減により医業収益が減少したものの、医薬材料費や減価償却費などの医業費用の減少により、当年度の	道立病院の経営改善の取組みにつきましては、「北海道病院事業経営計画」に沿って、各病院において設置されている経営計画推進

純損失は2,000,292千円となり、前年度より88,096千円減少しているが、49,436,449千円にのぼる累積欠損金を計上しており、大変厳しい経営状態にある。

経営は、平成10年度に策定された「北海道病院事業経営計画」を基本目標として、各病院に設置された「経営計画推進会議」を中心に、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の受審、患者に対する適時適温給食の提供や服薬指導、患者の待ち時間の解消など、経営改善に係る取組が進められている。

しかし、医師が不足していることや長期に定着しないことなどにより、患者との信頼関係や医業収入の確保に支障が生じていることから、医師の確保はもとより、患者との信頼関係の確立やサービスの向上に努め、病床利用率の向上と収入の確保に積極的な取組が求められる。

また、他府県と比較して格差のある医業収支比率や職員給与比率の改善を図るため、ボイラー業務、給食業務などの民間委託の積極的な推進や業務量に見合った職員の適正配置などに努める必要がある。

平成12年度から「北海道病院事業経営計画」の見直しに着手しているが、外部の有識者の意見も聞きながら、各道立病院の役割や経営責任体制の確立などについて十分に検討を行い、経営改善を着実に推進すべきである。

なお、札幌北野病院については、高度・専門医療を担う道立病院としての役割は終えたとの判断から、平

会議において患者サービスの向上・信頼関係の確立及び職員の適正配置や庁舎管理業務などの業務の適正化に努めてきたところであります。

今後とも、より満足される患者サービスの提供やより効率的な病院経営の推進などについて職員に周知するなど着実に推進していくこととしております。給食業務の一部委託については、平成13年度からは、羽幌、苫小牧の両病院において実施したところであります。

また、現経営計画については、平成13年度に部内に検討組織を設置するとともに、外部の有識者による委員会を設置し、道立病院の果たすべき役割や病院運営のあり方など基本的な問題等について幅広い見地からご意見をいただきながら、平成14年度までに改訂計画を策定することとしております。

なお、札幌北野病院の廃止に当たりましては、患者さんの理解と病状等を踏まえて円滑に転院を進めてきたほか、各種広報媒体を活用した道民への周知や院内掲示などによる患者及び地域住民への周知を図ってきたところであります。

電気事業 会計	成13年度をもって廃止されることになったが、患者や地域住民の方々に不安を与えることのないよう配慮する必要がある。 (保健福祉課)	医療事故につきましては、「医療事故防止マニュアル」の一層の徹底を図るなど防止に努めてまいります。
	医療事故が発生し、賠償金として1件、22,687,740円を支出しているものがあつた。 (寿都病院)	請負契約の締結に当たっては、今後とも、適正な事務処理を行います。
	建物の増築・改修事に係る請負契約の締結において、契約保証金を納めさせなければならないが、納めさせていないものがあつた。 (緑ヶ丘病院)	事業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、電気事業計画を策定するなど、事業の推進に当たっては、一層の経営の効率化を図り健全性の確保に努めてまいります。
工業用水 道事業会 計	事業の経営については、給水料金の単価改定などによる収益増があつたものの、減価償却費や修繕費等の増により費用が増加したため、当年度の純損失が前年度より6,666千円増加し、402,475千円となり、厳しい経営状態にある。 石狩湾新港地域工業用水道事業においては、給水区域の拡大に努めたものの、給水能力日量17,500立方メ	苫小牧東部地区第一工業用水道事業、石狩湾新港地域工業用水道事業の各検討委員会の検討内容などを踏まえながら、国などの関係機関との連携も図り、早急に見直しできるように努めてまいります。

(2) 指導事項に対する措置			
項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置	
予算に係る 事項	公用車の借上において、予算を4月から10月までと11月から3月までの2回に分けて配当しているため、半年間ごとの借上契約を締結している。 しかし、年度当初に年間の予算配当を行い、年間を通した借上契約にした方が経済的となるものがあつた。	今後、このようなことのないよう予算執行計画の策定や予算配当を計画的に行い、適切な事務処理に努めてまいります。	
収入に係る 事項	ア 診療料を期限までに完納しないときは、納期限後30日以内に督促すること	督促状の発付につきましては、関係書類を十分に確認のうえ、速やかに発付するなど適正な事務処理を行います。	

	ととされているが、督促状の発付時期が著しく遅延しているものや督促を行っていないものがあつた。	
	イ 診療料の納入義務が時刻により消滅したときは、速やかに不納欠損の整理を行うこととされているが、整理する時期が著しく遅延しているものがあった。	不納欠損の整理時期が遅延しているものにつきましては、関係書類等を十分に確認のうえ、適正な事務処理を行います。
支出に係る事項	ア ボイラー業務において、機械室の点検のため毎月恒常的に時間外勤務を行っていたり、宿直勤務中に整備・点検のため時間外勤務を行っていた。 しかし、これらの業務を効率的に行うことにより、時間外勤務手当の縮減に努めるべきものがあった。 また、休日に勤務した場合、休日勤務手当を支給しているが、他の日に休むことができる「休日の代休」制度を活用することにより、休日勤務手当の縮減に努めるべきものがあった。	ボイラー業務につきましては、業務内容を十分に精査するなど業務の効率化を図るとともに、「休日の代休」制度を活用することなどにより、時間外勤務手当及び休日勤務手当の縮減に努めてまいります。
	イ 住居手当の支給は、要件を具備するに至った日の属する月の翌月から開始することとされているが、認定を誤り、支給始期を翌々月としたことか	住居手当の支給につきましては、関係書類を十分に確認のうえ、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、不足私のあったものにつきましては、速やかに追給の手続を行いました。

	ら、1箇月分不足私となっているものがあつた。	
	ウ 臨時職員に対し、有給休暇を誤って付与したことから、賃金を過大に支給しているものがあつた。	賃金の支給につきましては、関係書類を十分に確認のうえ、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私のあったものにつきましては、速やかに返納の手続を行いました。
	エ 赴任旅費の支給において、赴任が離島の地域と離島以外の地域との間で行われる場合は、移転料が増額されるが、誤って増額しなかったことから、不足私となっているものがあった。 また、移転料の路程区分を誤ったことから、過大に支給しているものがあった。	赴任旅費の支給につきましては、赴任経路や移転料の路程区分等の確認を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、不足私や過私のあったものにつきましては、速やかに追給や返納の手続を行いました。
	オ 用務地からの帰庁において、私事都合により旅行命令の行程と異なる行程で旅行した場合には、帰路の日当、航空賃等を支給しないこととされているが、精算時の確認が十分でなかったため、日当、航空運賃等が過私となっているものがあつた。	旅費の精算につきましては、帰庁後において、速やかに旅行行程等の確認を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私のあったものにつきましては、速やかに返納の手続を行いました。
	カ 航空賃の支給額については、最も安価な普通運賃と定められているが、割高な航空会社の航空賃を支給したことから、過私となつているものがあった。	航空賃の支給に当たっては、航空会社の航空賃を確認のうえ、最も安価な普通運賃を支給するなど、適正な事務処理を行います。 なお、過私のあったものにつきましては、速やかに返納の手続を行いました。

旅行経路について、経済的な通常の経路による旅行が可能であったことから、旅費の節約が可能なものがあった。	旅行経路につきましては、最も経済的な通常の経路とするよう、適正な事務処理を行います。	
ク 医療機器の修繕において、予算が不足しているにもかかわらず、予算の内示に基づき契約しているものがあった。	予算の執行に当たっては、今後とも適正な事務処理を行います。	
ケ 前渡資金により執行されている交際費について、年間執行額が少額であるにもかかわらず、年度当初に多額の資金を交付しており、また、資金の保管は金融機関に預託しなければならず、特に必要がある場合に、最小限の額に限り手元保管することができるとされているが、全額手元保管しているものがあった。	交際費に係る前渡資金につきましては、所要額の交付は必要最小限にとどめるとともに、長期にわたる手持保管を廃止し、厳正な執行に努めてまいります。	
契約に係る事項	備品の修繕や消耗品の購入に当たっては、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。	
イ 備品の購入において、1件の予定価格が100万円以上であるときは、予定価格調書を作成しなけ	備品の購入に当たっては、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。	

資産に係る事項	ア 建物を増築したときは、不動産登記法により登記を行うこととされているが、登記を行っていないものがあった。	建物増築に伴う登記につきましては、今後、このようなことがないよう、適正な事務処理を行います。 なお、未登記のものにつきましては、速やかに登記の手続を行いました。
	イ 借用している土地については、自己所有の土地に準じて固定資産台帳を作成することとされているが、作成していないものがあった。	借用している土地につきましては、関係規定等に基づき、固定資産台帳を作成するなど適正な事務処理を行います。 なお、未作成なものにつきましては、速やかに作成しました。
	ウ 不用となった薬品等を売り払う場合において、不用の決定や売払いの決定を行うこととされているが、これらの決定を行っているではないものがあった。	不用となった薬品等の売り払いに当たっては、関係規定等に基づき、不用の決定を行うなど適正な事務処理を行います。
その他の	公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として331,684円が支出されていた。	公用車による交通事故の対策については、各種会議及び文書通達等により注意を喚起し、その周知徹底を図ってきたところですが、引き続き職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、事故の再発防止に一層努めてまいります。

(3) 検討事項に対する措置

項 目	検 討 事 項	講 じ た 措 置
支出に係る事項	出先事務所における経費の支払方法について、一部の出先事務所においては本局の企業出納員が支出しているが、他の出先事務所においては当該事務所の資金前渡員が支払っている。	出先事務所における経費の支出負担行熱、支払につきましては、北海道企業局庶務規程において、一部を出先事務所の所長の専決事項とし、行っているところでありますが、事務の簡素化と効率的な資金管理に向けて、今後、検討を進めてまいります。

	事務の簡素化と効率的な資金管理を行うため、本局の企業出納員による事務の集中化について検討する必要がある。	
契約に係る事項	臨床検査の依頼に係る契約については、年間を通じた検査項目や件数が少ないときは、検査依頼をする都度、随意契約によることができることとされている。 しかし、年間の検査依頼手数料の額からすると、指名競争入札による単価契約とする方が経済的と考えられるので、契約方法について検討する必要がある。	臨床検査の依頼に係る契約につきましては、検査項目や件数あるいは地域事情などを考慮し、契約方法を決定していただくところでありますが、今後は、検査項目などのほか、年間の検査依頼手数料の実績額をも考慮に入れたうえ、指名競争入札による単価契約とするなど、より経済的な契約方法について検討してまいります。
資産に係る事項	固定資産は管理の適正を期するため、固定資産台帳に必要な事項を登録しなければならぬが、土地、建物、機械装置等の種別にかかわらず台帳様式が同一となっている。 このため、土地や建物についての登記に関する事項や取得経過などが明らかにしていないので、固定資産台帳の様式や登録すべき事項について検討する必要がある。	固定資産台帳につきましては、今後、管理上必要な事項を記載し、資産の適正な管理を行ってまいります。

2 一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）

指 摘 事 項 等	講 じ た 措 置
1 予算に係る事項	

《指摘事項》 ア 歳出予算は、配当がなければ執行することができないが、消防用設備等点検業務に係る契約事務において、配当を受けていないにもかかわらず、年度開始前に指名競争入札を執行しているものがあつた。 (旭川美術館)	入札・契約事務に当たっては、このようなことのないよう適正な執行に努めます。
《指摘事項》 イ 少額工事の施行において、工事仕様書や設計書から判断して工事請負費で執行すべきエリアコン設置工事を、適切な予算配当を受けずに需用費で執行しているものがあつた。 (心身障害者総合相談所)	少額工事の施行に当たっては、工事内容等を十分考慮の上、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
《指導事項》 ア 支出負担行為は、配当された歳出予算の範囲内において行うことができるが、歳出予算が不足しているにもかかわらず、物品の購入契約を行っているものがあつた。	物品の購入契約に当たっては、配当年月日を確認するとともに、事業執行に必要な予算を早期に把握し、不足予算の早期要求を行うなど、適正な事務処理に努めます。
《指導事項》 イ 歳出予算は、定められた「款項目節」の区分に従って執行しなければならぬが、「（項）建設管理費（目）建設総務費」とすべきところを、「（項）河川費（目）河川調査費」としているものがあつた。	歳出予算の執行に当たっては、執行目的に沿った適切な予算科目による執行を行います。
《指導事項》 ウ 警備、暖房及び清掃業務に係る委託契約は、新年度開始時から業務が円滑に処理できるよう債務負担行為として定め、前年度中に契約を締結できるようにしているにもかかわらず、契約締結が新年度となっているものがあつた。	平成13年度に係る警備、暖房及び清掃の各委託契約につきましては、債務負担行為設定の趣旨に基づき、平成12年度中に契約を締結しました。

2 収入に係る事項	
(1) 収入未済額が多いもの 《指摘事項》 収入は、厳正に確保しなければなら ないものであり、さまざまな徴収努力が認 められるが、依然として収入未済額が多 額となっているものがあった。	
(収入項目) 道 税 (収入未済額) 19,816,589千円 (所 管 部) 総 務 部	道税収入の確保につきましては、引 き続き、道税広報の充実強化や自主納 税の推進に努めるほか、道税が滞納と なった場合には、早期に滞納の原因を 把握し、財産調査等を行うとともに、 常習滞納者、悪質滞納者に対しては、 厳正な措置を講じるなどして、収入未 済額の圧縮を図り、道税収入確保に一 層努めます。
(収入項目) 母子福祉資金貸付金、 遺児福祉修学資金貸付 金等 (収入未済額) 2,003,646千円 (所 管 部) 保健福祉部	母子寡婦福祉資金貸付金、遺児福祉 修学資金貸付金等につきましては、電 話、文書、訪問等による償還の督促指 導のほか、償還促進特別対策事業の実 施や口座振替を積極的に推進するなど 収入未済額の解消に努めるとともに、 不納欠損処理の促進を図ります。 児童保護措置費徴収金等各種徴収金 につきましては、督促状の送付や電話 連絡、職員の訪問による納入相談や催 告等により納入の促進に努めていると ころであり、徴収事務担当者に対し支 庁担当者会議及び施行事務監査等を通 じ、指導徹底を図るとともに、滞納世 帯の実態を把握し、債務者の支払い能 力に応じた分割納入や納入期限の延長 の措置を講じるなどして収入未済額の 解消に努めるとともに、不納欠損処理 の促進を図ります。 生活保護費返還金等につきましては、

(収入項目) 中小企業近代化に係る 高度化資金貸付金等 (収入未済額) 4,765,543千円 (所 管 部) 経 済 部	中小企業近代化に係る高度化資金貸 付金等の収入未済額につきましては、 関係指導団体や他の債権者との連携を 密にし、貸付先や連帯保証人等の実態 把握に努めるとともに、関係機関とも 十分協議の上、保証人等に対して債務 承認や分割納入等の債務履行を求め、 応じない場合は、担保権実行等法的措 置も検討しながら、個別案件に即した 対応により債権回収に努めます。
(収入項目) 農業改良資金貸付金 (収入未済額) 71,373千円 (所 管 部) 農 政 部	農業改良資金貸付金の収入未済額に つきましては、関係機関と連携をとり ながら、債務者の実態把握に努めると ともに、借受者や連帯保証人に対し文 書や訪問等による督促を行うなど、債 権の早期回収に努めます。
(収入項目) 特用林産物振興資金貸 付金 (収入未済額) 53,131千円 (所 管 部) 水産林務部	特用林産物振興資金貸付金の収入未 済額につきましては、今後とも、滞納 の実態を十分把握し、法的措置を講じ るなどして、収入の確保に努めます。
(収入項目) 林業改善資金貸付金 (収入未済額) 138,143千円 (所 管 部) 水産林務部	林業改善資金貸付金の収入未済額に つきましては、滞納の実態に応じて債 務者及び連帯保証人を類型化し、文書 や電話、直接訪問により、分割納入の

(収入項目) 道営住宅使用料 (収入未済額) 664,033千円 (所 管 部) 建設部	指導を行うなどの督促に努めておりませんが、今後とも、「林業改善資金債権管理強化期間」の前年度の実施結果をふまえ、計画的な納入や分割納入額の増額など滞納の実態に応じた適切な処置を講じ、収入未済額の解消に努めます。
	道営住宅使用料の収入未済額につきまして、滞納者に対して計画的な支払の督促や催告、住宅明渡訴訟等の法的措置など滞納の実態に応じた適切な措置を引き続き講じ、収入の確保に努めます。
	道営住宅駐車場使用料の収入未済額につきましては、滞納者対策として、「道営住宅駐車場使用料滞納整理等事務処理要綱」を制定し、文書による納付督促を定期的に実施するとともに、長期の滞納者に対して裁判所に支払督促の申立を行うなど滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。
(収入項目) 河川に係る堤塘使用料 (収入未済額) 33,546千円 (所 管 部) 建設部	河川に係る堤塘使用料の収入未済額につきましては、実効のある滞納整理を進めるため、文書による催促のほか、電話及び面談により各滞納者の実情を把握し、分納等の計画的な納付を促すなど滞納解消に向けて取り組み、収入の確保を図るよう、各土木現業所長あて文書通知により指導しました。 今後とも、各土木現業所における滞納整理状況を把握するとともに、滞納整理のより一層の促進のため、指導の強化に努めます。
(収入項目) 附属病院における診療料	診療料収入の確保につきましては、引き続き、訪問、電話等による督促の

(収入未済額) 114,815千円 (所 管 部) 札幌医科大学	ほか、滞納の実態に応じた分割納入や保証人による納付などに積極的に取り組むとともに、未私常習者には、具体的な指導を行います。 また、収入未済額の大半が入院診療料に係るものであることから、退院前に医療費の支払い方法について、患者などと十分相談し、収入未済額の発生防止に努めます。
(収入項目) 高等学校授業料 (収入未済額) 18,712千円 (所 管 部) 教育庁	高等学校授業料の収入未済額につきましては、文書や電話等による督促を行いその解消に努めているところですが、今後とも学校との連携を密にしながら、滞納者に対して督促や指導等を適切に行うとともに、保護者の納入意識の向上を図るなど、収入確保に一層努めます。
(収入項目) 公立高等学校奨学金貸付金 (収入未済額) 31,678千円 (所 管 部) 教育庁	公立高等学校奨学金貸付金の収入未済額につきましては、かねてからの解消に努めているところですが、更に学校との連携を密にしながら、滞納者に対する文書・電話等による収納促進や状況に応じた償還奨励、新規貸与者への制度趣旨の啓蒙、貸与終了者への償還に対する意識啓蒙など、実態に応じた措置を講じ、収入確保に一層努めます。
(2) 収入事務の取扱いが適切でないもの	
《指導事項》 ア 収入を受け入れるときは、調定後、直ちに、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならぬが、土地の貸付収入において、通知書の送付が著しく遅延しているものがあった。	収入事務に当たっては、事務処理を迅速に行います。
《指導事項》	

イ 勝馬投票券の発売代金に、過不足を生じているものがあった。	収入事務の取扱いにつきましては、職員及び従事員に対する業務講習会を強化するとともに、より一層注意を喚起しながら不足金及び過剰金発生防止に努めます。	《指導事項》 ウ 収入証紙が過誤ちよう付の場合には、過誤ちよう付相当額を速やかに還付しなければならないが、建築確認の申請に係る還付において、事務処理に時間を要したことなどから著しく遅延しているものがあった。
(3) その他 《検討事項》 軽油引取税に係る免税軽油使用者として認定できる者のうち、農地の造成又は改良を主たる業務とする者については、当該業務がその者の全業務の概ね50%以上を占めることが要件となっている。しかし、業務内容の確認が十分に行われていないものがあったので、確認の方法について検討する必要がある。	軽油引取税に係る免税軽油使用者としての認定につきましては、平成14年度から他の免税軽油使用者における場合と同様に、免税軽油使用者証の交付申請がなされた都度、免税軽油使用者に該当するか否かの認定を行うこととしました。	
3 支出に係る事項		
3 - 1 諸手当		
(1) 扶養手当の支給を誤っているもの		
《指導事項》 ア 扶養手当は、扶養親族としての要件を欠いた場合には、その事実が生じた日の属する月をもって支給を終了することになるが、子供の就職や妻の雇用保険の受給に伴う扶養手当の認定において、支給終期を誤ったことから、過大に支給しているものがあった。	扶養手当の支給に当たっては、届出書類を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。	

イ 扶養手当の支給において、子供の就職により被扶養者の変更認定をしたものの、支給月額変更の電算入力手続きを行わなかったことから、過大に支給しているものがあった。	扶養手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。	《指導事項》 ウ 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者は、被扶養者として認定することができないが、妻の扶養手当の認定において、雇用保険の受給の有無を確認せずに被扶養者と認定したことから、過大に支給しているものがあった。
(2) 住居手当の支給を誤っているもの	住居手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。	
(3) 通勤手当の支給を誤っているもの		
《指導事項》 ア 通勤手当の額の算出において、プリペイドカードを使用する場合には、割引率を計算して運賃額を積算することになるが、この計算をしなかったことから、過大に支給しているものがあった。	通勤手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。	
《指導事項》 イ 通勤手当の認定においては、通勤経路や利用交通機関、運賃の額など職員の通勤実態を十分確認しなければならないが、乗換えによるバス運賃とすべきところを直通	通勤手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認するよう指導し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。	

のバス運賃としたことから、不足払いとなっているものがあつた。	
《指導事項》 ウ 自動車等を使用する者に係る通勤手当の認定において、必要に応じ通勤距離が適正であるかどうかを実測等により確認しなければならぬが、確認が十分でなかったことなどから、過大に支給しているものがあつた。	通勤手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過私分につきましては、職員に返納させました。
《指導事項》 エ 通勤手当は、出張、休暇等により、月の初日から末日までの全日数にわたつて通勤しない場合には、その月の手当を支給することができないが、病氣休暇期間に係る支給停止月を誤ったことから、過大に支給しているものがあつた。	通勤手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過私分につきましては、職員に返納させました。
(4) 特殊勤務手当の支給を誤っているもの 《指導事項》 教員特殊業務手当は、勤務を要しない休日に部活動の指導業務を行った場合等に支給することになるが、支給対象とならない開校記念日に行った指導業務に対し支給しているものや、支給対象となる指導業務に従事したにもかかわらず、支給していないものがあつた。	教員特殊業務手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、誤りのあつたものにつきましては、返納又は追給の手続を行いました。
(5) 時間外勤務手当の支給を誤っているもの 《指導事項》 ア 週休日に勤務を命じた時間外勤務において、週休日の振替を別の週に行った場合は、勤務を命じた時間外勤務手当を支	時間外勤務手当の支給につきまして、関係規定を遵守し、適正な執行に努めます。 なお、未支給分につきましては、支

給しなければならぬにもかかわらず、支給していないものが18名分、17万4,776円あつた。 (食品加工研究センター、青年の家)	
《指導事項》 イ 週休日に勤務を命じた時間外勤務において、4時間未満の勤務時間の振替や別の週の振替を行ったため、勤務を命じた時間に対する時間外勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、支給していないものが10名分、5万7,068円あつた。 また、週休日の振替や休日の代休日の指定を行っているが、勤務を命じた時間に満たない時間数であつたことから、振替等を行った時間を超えた勤務時間に対する時間外勤務手当等を支給しなければならぬにもかかわらず、支給していないものが4名分、6万3,846円あつた。 (工業試験場)	時間外勤務手当の支給につきまして、関係規定を遵守し、適正な執行に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。
《指導事項》 時間外勤務命令簿の氏名を誤って整理したため、時間外勤務をしていない職員に時間外勤務手当を支給しているものがあつた。	時間外勤務手当の支給につきまして、関係規定を遵守し、適正な執行に努めます。 なお、過私分につきましては、職員に返納させました。
3 - 2 賃金 《指導事項》 ア 臨時職員の有給休暇は、勤務期間に応じて付与することになるが、要件を満たしていない職員に誤って付与したことから、賃金を過大に支給	臨時職員への有給休暇の付与に当たっては、勤務要件を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過私分につきましては、職員

	しているものがあった。	に返納させました。
《指導事項》 イ 臨時職員の通勤手当は、通勤の実態に応じて支給することになるが、勤務を要しない日に勤務を命じたにもかかわらず、誤って通勤手当を支給しなかったことから、不足払いとなっているものがあった。	臨時職員の通勤手当の支給に当たっては、通勤の実態を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。	
《指導事項》 ウ 臨時職員に対する賃金の支給において、有給休暇の取得に係る出勤簿の整理や欠勤した時間の計算を誤ったことから、不足払いとなっているものがあった。	賃金の支給に当たっては、休暇の付与状況等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。	
3 - 3 旅費		
(1) 旅費の請求手続が不適切なもの		
《指摘事項》 航空機を利用して旅行した場合に、旅費請求書に航空機の搭乗券の半券又は搭乗証明書を添付することとされており、やむを得ず得られない場合には用務先の対応証明、宿泊証明などを旅行者に提出させ、航空機を利用した事実を旅行命令権者が確認することとされているが、半券又は搭乗証明書が添付されていないにもかかわらず、航空機を利用した事実の確認を行っていないものがあつた。 (石狩教育局)	航空機を利用する旅行の旅費支給に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 なお、航空機を利用した事実につきましては、所定の手続を行い確認しました。	
《指導事項》 航空機利用に係る旅行において、旅費請求書に添付すべき航空機の搭乗券の半券又は搭乗証明書がやむを得ず得られない場合は、用務先の対	航空機を利用する旅費の支給に当たっては、関係通達を遵守し、適切な事務処理に努めます。 なお、航空機を利用した事実は用務	

	応証明など第三者による証明に基づき、航空機を利用した事実を確認することとされているが、客観的な証明とはならない同行職員の証明により確認しているものがあった。	先の対応証明書を取り寄せて確認しました。
(2) 旅費支給規則等の取扱いを誤ったもの		
《指摘事項》 ア 出張時に貸切バスを利用した場合の車賃は、その負担額が明らかでないときは実費を支給し、明らかでないときは貸切バスの走行距離に一定額を乗じて得た額を支給する取扱いとなっているが、負担額が明らかであったにもかかわらず、走行距離に応じた額を支給したことから、過払いとなっているものが1件、5万7,846円あった。	出張時に貸切バスを利用した場合の旅費の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。	
《指摘事項》 イ 赴任旅費の支給において、配偶者が扶養親族に該当していないにもかかわらず、扶養親族移動料等を支給したことから、過払いとなっているものが1名分、11万4,876円あった。	赴任旅費の支給に当たっては、関係書類等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。	
《指導事項》 ア 旅費の宿泊料は、宿泊地（用務地）の地域区分に応じて支給することになるが、用務地が乙地方であるにもかかわらず、甲地方の宿泊料を支給したことから、過払いとなっているものがあった。	旅費の支給に当たっては、用務地等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。	
《指導事項》 イ 長期間の研修に係る旅費の支給	日額旅費の支給に当たっては、関係	

において、宿泊料を徴する公用の宿泊施設等に宿泊し、宿泊料、朝食代及び夕食代の合計額が所定の額を超えるときは、日額旅費にその超える部分に相当する額を加算して得た額を支給することになるが、この加算すべき額を支給していなかったことから、不足払いとなっているものがあった。	規定等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。
《指導事項》 ウ 赴任旅費の支給において、夫婦ともに職員で、同日付けの人事異動により、所在地がそれぞれ異なる部局に転勤を命じられた場合で、夫が子供を扶養していたにもかかわらず、子供が妻とともに移転したことから、扶養親族移転料等を誤って妻の赴任旅費により支出しているものがあった。	赴任旅費における扶養親族移転料等の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。
《指導事項》 エ 赴任旅費の支給において、扶養親族を２人以上有する５級以下の職務にある職員の移転料は、８級以下６級以上の職務にある者の区分に掲げる額を適用することになるが、この条件を満たしているにもかかわらず、適用区分を誤って支給したことから、不足払いとなっているものがあった。	赴任旅費の支給に当たっては、関係規定等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。
(3) 経済性を欠くもの 《指導事項》 ア 事務打合せ会議の開催に当たって、庁舎会議室を利用するなど開催場所を工夫することにより、旅費の節約が可能なものがあった。	会議開催に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、場所、開催方法、開催時間等を考慮して経費（旅費）の節約に努めます。
イ 道外出張に係る旅行命令において、用務の終了日に宿泊を命じているが、用務の終了時刻を十分把握することにより、終了日に勤務地まで帰ることができたことから、日当及び宿泊料の節約が可能なものがあった。	旅行命令に当たっては、旅行行程を十分検討し、適切な執行に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。
《指導事項》 ウ 航空賃の支給額については、運行している航空会社の普通運賃のうち、最も安価な普通運賃とすることと定められているが、旅行最終日で旅行のみの命令であり、最も安価な便を利用しても支障がないにもかかわらず、実際に利用した便の普通運賃を支給しているものがあった。 また、最も安価な普通運賃を下回る特定割引運賃が設定された便を利用した場合は、特定割引運賃の額を支給することになるが、当該割引運賃の額による旅行をしたにもかかわらず、普通運賃を支給しているものがあった。	旅費の支給及び計算に当たっては、最も経済的な通常の経路及び方法について十分検討し、適切な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。
(4) その他 《指導事項》 ア 旅費の支給において、公務として対応する必要性がない団体の総会出席用務に、誤って旅費を支出しているものがあった。	旅費の支給に当たっては、用務を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。
《指導事項》 イ 旅行命令簿の記載において、用務が会議への出席であるにもかかわらず、定型的に事務打合せと記載しているものがあった。	旅行命令簿の用務内容の記載に当たっては、実際の用務内容を具体的に記載し、適切な事務処理に努めます。
3 - 4 需用費	

	《指摘事項》 物品の購入において、支出負担行為の決定を行わずに、業者に発注し納品させているものが1件、32万4,555円あった。 (花・野菜技術センター)	物品の購入に当たっては、財務規則を遵守し、適正な事務の執行に努めます。 なお、当該物品につきましては、購入事実を確認し、物品購入決定（追認）の措置をとりました。
	《指導事項》 ア 購入した車両に装備されていたアンチロック・ブレーキ装置を、特段の理由がないにもかかわらず取り外したことから、不経済な支出となっているものがあった。	購入車両の装置を取り外し、不経済な支出となったことについては、このようなことのないよう適切な執行に努めます。
	《指導事項》 イ 公用車の車検整備に当たり、バッテリー交換を行って間もない公用車について、整備させる内容を十分確認せずに充電を指示したことから、不経済な支出となっているものがあった。	公用車の車検整備に当たっては、整備内容を十分確認し、適切な執行に努めます。
	3 - 5 使用料及び賃借料	
	《指導事項》 ア マイクロバスの借上げに当たり、公用車の使用が可能であったにもかかわらず、十分確認せずに借上げたことから、不経済な支出となっているものがあった。	マイクロバスの借上げに当たっては、公用車の運行計画をパソコン等により、一括管理して利用状況の確認を徹底するなど、経費の節減に努めます。
	《指導事項》 イ 共通乗車券（タクシースケット）は、通常の交通機関を利用することができない早朝や深夜の出退庁の場合等を使用できることとなっているが、こうした取扱いをしていないものがあった。	共通乗車券の使用に当たっては、共通乗車券取扱基準に基づいた適正な使用の徹底に努めます。
	3 - 6 負担金及び交付金	

	《指摘事項》 研修会、学会等への参加費を負担金で支出するに当たり、開催案内の内容から参加費用の把握が可能であったにもかかわらず、事前に支出負担行為の決定を行わず、事後に決定し支出しているものが7件、7万3,400円あった。 (衛生学院)	研修会、学会等への負担金の支出に当たっては、私費立替私を行うことのないよう、事前に前渡資金を本人に交付するなど、適正な事務処理に努めます。
	《指導事項》 ア 事業負担金の額の確定に伴う精算返還金の取扱いにおいて、受入れ時期が出納整理期間である場合には、当該支出をした科目に戻入しなければならぬが、蔵入（雑入）として収納しているものがあった。	事業負担金の額の確定に伴う精算返還金の取扱いにつきましては、関係規定を遵守し、適正な事務処理に努めます。
	《指導事項》 イ 会議等と一体的に開催される懇談会に要する負担金を公費で支出する場合は、決定書により公務上出席することが必要である旨の理由を明らかにする取扱いとなっているが、その手続を行っていないものがあった。	会議等と一体的に開催される懇談会への負担金の支出に当たっては、懇談会の内容等を確認の上、公務上出席する必要性について決定し、適正な事務処理に努めます。
	3 - 7 補助金	
	《指導事項》 ア 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金の交付において、申請に必要な添付書類が提出されていないにもかかわらず、交付決定を行っているものがあった。	社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金の交付に当たっては、条例を遵守し、適正な事務処理に努めます。
	《指導事項》 イ 農業振興事業に対する補助金の交付において、補助事業により取得した財産や残存物件の処分制限等が必要なものについては、補助指令書に必要ない条件を明記するが、明	補助金の交付に当たっては、補助事業により取得した財産や残存物件の処分制限等が必要なものについては、補助指令書に必要な条件を明記します。

記していないものがあつた。	
《指導事項》 ウ 社会福祉事業に対する補助金の額の確定において、社会福祉法人から提出を受けた実績報告書では補助対象経費ことの出支が明確でないにもかかわらず、支出の内容を確認せずに額の確定を行っているものがあつた。	額の確定に係る事業精算書の提出に当たっては、補助金交付要綱に示されている補助対象経費の節科目ことの出内訳の添付を求めるとともに、その支出内容等の確認については必要に応じて現地調査を行います。
《指導事項》 エ 社団法人が行つた補助事業において、一部に不適正な支出があり、補助金の返還や違約加算金の請求を命じたものがあつた。	補助金の額の確定に当たっては、平成12年度に、補助事業が適切に支出されているか否かについて実績報告書等の書類の審査及び現地調査しており、今後とも補助金が適切に執行されるよう関係団体を指導します。
《検討事項》 ア 社会福祉事業に対する補助金の交付において、補助金交付要綱では間接補助を想定していないにもかかわらず、補助事業の実施主体となっている団体が、補助金の全額を道内の複数の他団体に助成していることから、補助金交付要綱等の改正について検討する必要がある。	当該事業につきましては、平成14年度から、間接補助事業としての取扱いを明確にした補助金交付要綱に改正しました。
《検討事項》 イ 社会福祉事業に対する補助金の交付において、児童会館の一室で補助事業を実施しているが、通常の児童会館の運営経費と補助事業に係る経費の按分方法や経理の区分方法が明確となっていないものがあつたので、経費の按分方法等について検討する必要がある。	当該事業の経費につきましては、関係団体に事業の実態に応じた按分を行うなど、明確に区分するよう通知しました。今後は、事業が適切に執行されるよう関係団体を指導します。
《検討事項》 ウ 福祉施設整備事業に対する補助金	当該事業に対する補助金の交付につ

の交付において、補助金の交付決定前に工事に着手しているが、交付決定時にその理由等が明確となっていないものがあつたので、補助指令前着手を認める場合の要件等について検討する必要がある。	
また、工期が2か年度にまたがる場合の初年度終了時におけるでき形確認が、十分に行われていないものがあつたので、確認の方法等について検討する必要がある。	
3 - 8 その他の支出	きましては、国に対し、交付決定が早期に行われるよう引き続き要望するとともに、指令前着手を認める場合の要件やその決定方法等を明確にし、適切な執行に努めます。
《指摘事項》 ア 審議会委員に対する報酬の支払いにおいて、著しく事務処理が遅延し、未払いとなっているものが12名分、13万6,900円あつた。	審議会委員の報酬の支払に当たっては、審議会開催後、速やかに支払事務を終了するよう適切な事務処理に努めます。
《指摘事項》 イ 国庫補助金の額の確定に伴う精算返還金の取扱いにおいて、事務処理の遅延により、納期限までに国に返還できなかったことから、延滞金が生じているものが2件、5万545円あつた。	国庫補助金の額の確定に伴う精算返還金の取扱いにつきましては、延滞金の生じないよう事務処理を迅速に行います。
《指導事項》 ア 資金前渡員を設置している部局における契約は、前渡を受けた資金の範囲内又は資金の交付前にあらかじめ通知された額の範囲内で行うことができることとされているが、交付決定通知がないにもかかわらず、物品の賃貸借契約を締結しているものがあつた。	資金前渡員を設置している部局における契約につきましては、このようないような適正な事務処理に努めます。

《指導事項》 イ 委託料の支出事務において、委託業務の完了後、相当の期間が経過しているにもかかわらず、債権者に対し請求書の確認を行っていないことから、委託料を支払っていないものがあった。		委託料の支出事務に当たっては、このようなことがないよう適切な事務処理に努めます。	
《指導事項》 ウ 前渡資金の精算に伴う使用残額の取扱いにおいて、当該年度の支払が完了し使用残額のあるときは、返納通知書により納期限までに返納しなければならぬが、返納が遅延したことから、翌年度の繰入として処理しているものがあった。		前渡資金の精算に伴う使用残額の取扱いにつきましては、財務規則及び関係通知を遵守し、適正な事務処理に努めます。	
《指導事項》 エ 大学修学資金の貸付手続きにおいて、申請に必要な所定の書類が提出されていないにもかかわらず、修学資金の貸付決定をしているものがあった。		大学修学資金の貸付手続きにおきましては、必要な書類を提出させ適正な貸付決定を行います。 なお、未提出だった書類につきましては、資格要件等を確認し、申請者等から徴取しました。	
《検討事項》 非常勤の学校職員である学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の月額報酬の支給において、執務記録簿に勤務実績が記録されていない月についても支給しているものがあったので、勤務実績等の確認方法を徹底するよう検討する必要がある。		学校医等の報酬の支給に当たっては、新たに「学校医等報酬（執務）実績簿」を様式として定め、毎月の執務実績を適切に記録し十分確認した上で支給するよう取扱いを改めましたが、今後ともその徹底に努めます。	
4 契約に係る事項			
4 - 1 工事契約			
《指摘事項》 指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、経常企業が競争入札に参加		指名業者の選考に当たっては、建設工事共同企業体の運用基準等の通達を	

加する場合には、事前に本庁の審査担当部長の資格審査を受けなければならないにもかかわらず、この審査を受けていない経常企業体を入札に参加させているものがあった。 また、指名選考委員会において、指名選考の過程及び理由等について記録する必要があるが、当該経常企業体を指名することについての審議経過が明確にされていないかった。 (十勝農業試験場)		遵守し、適切な事務処理を行います。 また、指名選考委員会における指名選考の審議経過等につきましては、入札参加者指名選考委員会規程に基づき記録を行います。	
《指導事項》 ア 指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、工事予定価格に対応する等級に格付された原則等級業者の指名とすべきところを、特段の理由もなく、上位の等級に格付けされた業者を指名しているものがあった。		指名業者の選考に当たっては、指名競争入札参加者指名基準（運用方針）に基づき、適切な事務処理を行います。	
《指導事項》 イ 庁舎付属施設の新設工事に係る予定価格の積算において、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の経費率を誤って適用したことから、積算が過少となっているものがあった。		予定価格の積算に当たっては、職員のチェック体制の強化や研修会等による技術の向上を図ります。	
《指導事項》 ウ 工事の施工において、契約金額の大部分を下請業者に施工させている形態は、建設業法で禁止している一括下請に抵触する恐れがあるにもかかわらず、受注業者に対し適正な施工形態での工事施工を指導していないものがあった。		工事の受注業者の施工形態につきましては、関係法令を遵守し、適正な施工形態となるよう指導に努めます。	
《指導事項》 エ 工事請負契約に係る予定価格調書の作成において、調書作成者が不在の日を調書作成日としているものが		予定価格調書の作成に当たっては、このようなことのないよう、適正な事務処理を行います。	

あった。	
《検討事項》 ア 建設業者が道の工事を受注する場合には、地方自治法施行令に基づく参加者資格を有するとともに、建設業法で定める経営事項審査を受けなければならないが、指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、経営事項審査の有効期限が切れた業者を指名しているものがあったことから、指名業者の選考等に際して、経営事項審査の有無を確認する仕組みについて検討する必要がある。	工事契約に係る指名業者の選考に当たっては、あらかじめ経営事項審査の有無及び審査結果を、審査所管部局での閲覧や公表されたインターネット情報により必ず調査、確認するよう指導しましたが、今後ともその徹底に努めます。
《検討事項》 イ 公共工事における業者の指名は、工事予定価格に対応する等級に格付された原則等級業者の指名が基本であり、これによらない場合であっても、2等級格差を生ずるような指名は、特別な事情がない限りできないとされているが、交通信号機設置工事に係る指名業者の選考において、2等級格差が生じているものがあった。 特殊な専門的技術を要する工事については、原則等級によらず、資格者名簿に登録された業者から選考することができることから、交通信号機設置工事に係る指名基準の取扱いを明確にするよう検討する必要がある。	交通信号機設置工事等特殊な専門技術を要する工事につきましては、業者の指名基準を明確に規定し、関係部局に通知するなど、周知を図りました。
《検討事項》 ウ 建設工事の見積期間については、建設業法等により建設業者が見積もりをするために必要な一定の期間を設けなければならないが、交通信号機設置工事等において、見積期間の	定型的な工事については、十分な見積期間を確保するなど、適正な事務処理に努めます。

取扱いが明確でなく、また、工事内容が定型であったことから、必要な見積期間が確保されていないものがあったので、見積期間の取扱いについて明確にするよう検討する必要がある。	
4 - 2 委託契約 《指摘事項》 産業廃棄物処理に係る委託契約において、業務内容が廃棄物の収集と運搬のみであるにもかかわらず、処分に要する費用を加えた金額を予定価格としているものや、会計年度を越えた契約期間を定めているものなど、契約書の内容に適切を欠いているものがあった。 (室蘭保健所)	産業廃棄物処理に係る委託契約に当たっては、契約の内容が関係法令を遵守したものであるかを十分確認するなど、適正な事務処理に努めます。
《指導事項》 ア 委託業務に係る予定価格の積算において、人件費の積算を誤ったことから、積算が過少となっているものがあった。	予定価格の積算に当たっては、積算のチェック体制をより一層整備し、適正な事務処理に努めます。
《指導事項》 イ 浄化槽の保守管理業務の委託契約において、本来競争入札に付すべきものを特命随契により行う場合は、指名選考委員会の審議を要するにもかかわらず、審議に付すことなく、特命随契を行っているものがあった。	委託契約の指名業者の選考に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。
《指導事項》 ウ 同種の委託事業の発注において、1件の事業として契約することが可能なものを、2件の事業として契約したことから、契約額が割高となっているものがあった。	委託事業の発注、契約に当たっては、実施時期及び内容を検討し、適切な事務処理に努めます。
《指導事項》	

工 消防用設備等の点検業務の委託契約において、特段の理由もないのに、契約期間の始期をそ及しているものがあった。	委託契約の締結に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。
《指導事項》 オ 用地取得業務の委託契約において、当初契約の際には取得対象外であったが、事業内容の変更により新たに対象となった用地の取得費を、変更契約の締結前に概算払いしているものがあった。	用地取得業務の委託契約における用地の取得費の概算払については、契約の変更時期に十分留意し、適切な事務処理に努めます。
《指導事項》 カ 除草業務の委託契約において、実施期間を前期と後期に分けて計6回の除草を実施しているが、草丈などを考慮せずに除草時期を設定しているものがあった。	除草業務委託に当たっては、除草時期を十分考慮し、効率的な執行に努めます。
《検討事項》 ア 電話交換業務の委託契約において、特殊技術を必要とする業務であるとして外部に委託しているが、当該電話機は電話交換方式が自動化されたものであり、特殊技術を要せずに対応可能なことから、業務委託の必要性の有無について検討する必要がある。	電話交換業務の外部委託については、平成14年度から予定している、交換業務を必要としないダイヤルイン（直通）方式への移行の状況を踏まえ、順次廃止します。
《検討事項》 イ 市町村に委託をしている調査業務において、一定の仕事の完成を委託する「請負に属する契約」として取り扱っているが、業務内容等からみて、法律行為以外の事務の処理を委託する「準委任に属する契約」として取り扱うべきと判断されるものがあつたので、委託の方法等について検討する必要がある。	地方公共団体との委託業務につきましては、業務内容に応じた適切な契約を行うよう、全道農業農村整備事業予算・契約担当係長会議において、周知を図りました。

《検討事項》 ウ 用地取得業務に係る収支精算書については、「用地取得業務委託事務取扱要領」により受託者である市町村が提出する際の記載内容を示しているが、実際に委託業務の処理に要した経費を表す内容とはなっていないことから、事務取扱要領の改正について検討する必要がある。 また、委託料の積算において、諸経費を計上しているが、委託先が地方公共団体であることから、諸経費を含める必要性の有無についても検討する必要がある。	収支精算書の記載に当たっては、委託業務の処理に要した経費の内訳内容とし、あわせて、委託料の積算における諸経費を含めた積算方法について、現在、「用地取得業務委託事務取扱要領」の改正手続を進めております。
4 - 3 その他の契約	
《指摘事項》 パーソナルコンピュータの借上げに係る予定価格の積算において、リース料率を用いて算定しているが、当該率には諸経費相当分が含まれているにもかかわらず、諸経費を別に算定したことから、積算が過大となり、契約額が割高となっているものがあつた。 (岩見沢道有林管理センター)	予定価格の積算に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理を行います。
《指導事項》 ア 指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、入札参加資格を有する者が定められた人数に達しない場合は、その少ない人数によって指名競争入札ができるにもかかわらず、所定の人数が必要であると誤認し、有資格者の支店や営業所を個別の業者として指名しているものがあつた。	指名業者の選考に当たっては、業者間の競争性に配慮し、適切な事務処理に努めます。
《指導事項》 イ 物品の購入契約において、一括して契約することが可能なものを分割	物品の購入契約に当たっては、財務規則等関係法令を遵守し、適正な事務

	処理に努めます。
して契約しているものや、予定価格が30万円以上であるにもかかわらず、見積書を徴取せずに一者随契しているもの、また、一者随契による無計画な発注を行っているものがあつた。	
《指導事項》 ウ 物品の購入等に係る予定価格の積算において、最低価格の機種により積算すべきところを同等の機能を有する機種の平均価格により積算したことや諸経費を重複して積算したことから、積算が過大となつてゐるものがあつた。	予定価格の積算に当たつては、このようなことのないよう適正な事務処理を行います。
《指導事項》 エ 物品の借上げに係る予定価格について、積算金額と異なる金額を予定価格として定めてゐるものがあつた。	予定価格の決定に当たつては、積算金額に基づき、適正な事務処理を行います。
《指導事項》 オ 河川敷地の草刈等に係る予定価格において、特殊作業員等の労務単価を誤つて前年度の単価を用いたことから、積算が過大となり、契約額が割高となつてゐるものがあつた。	積算単価の適用に当たつては、改訂時期に十分留意し、適正な事務処理を行います。
5 財産に係る事項	
5 - 1 公有財産	
《指摘事項》 苫小牧東部工業団地の関連住宅用地として、昭和48年度から53年度において取得した早来地区・鶴川地区道有地については、「苫小牧関連住宅団地地区有効活用基本構想」等に基づき、関係機関との連携を図り有効活用の促進に努めているが、依然として有効活用が図られていない。	未活用道有地の有効活用につきましては、平成10年度に作成した「用地分割ガイドライン」や「PRパンフレット」の活用による企業等に対する情報提供や、道のホームページなどによるPR活動に努めます。 また、この用地の活用を図る上では、地元町の「まちづくり」の視点を取り入れる必要があると考えており、早来

《指導事項》 ア 建物の取得や処分等に当たつては、不動産登記法に基づく所有権保存登記や滅失登記を行わなければならないが、こうした手続を行っていないものがあつた。	地区においては地元での活用検討会の結果などを踏まえ、道として、土地利用プランの策定を行うとともに、鶴川地区については、地元での検討会の開催を促すなど、地元と連携を図りながら活用の検討を進めてきておりますが、今後とも地元町と協力しながらできるだけ早く用地の有効活用の促進に努めます。
《指導事項》 イ 行政財産の使用許可において、許可の手続が行われていないものや、加算料金の算定を誤つてゐるものがあつた。	行政財産の管理に当たつては、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該使用許可につきましては手続を行い、加算料金の過少額につきましては追加徴収しました。
《検討事項》 運転免許試験場のコースの使用許可については、全道統一の取扱基準により、使用料は有料とし、加算料金は積算の対象がないとして徴収してゐないが、照明施設の電気料など対象とすべきものがあつたことから、加算料金の取扱いについて検討する必要がある。	行政財産の使用実態を把握し、使用料及び加算料金として徴収すべきものを精査し、適正な事務処理に努めます。
5 - 2 物品	
《指摘事項》 毒劇物等の取扱いについては、法令等に基づく安全管理をしなければならぬにもかかわらず、保管庫の表示漏れ、受払簿の記載漏れや記載誤り、受	毒劇物の管理及び処分につきましては、「北海道立農業試験場等における薬品管理要領」を遵守し、保管庫の表示、受払簿の記入及び数量の確認等、

私簿と計量確認した現在量との不一致、処分の手続きの不備など、毒劇物の管理及び処分に適切でないものがあった。 (上川農業試験場、道南農業試験場、植物遺伝資源センター)		適切な保管管理に努めます。
《指導事項》 ア 物品は、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないが、貨物自動車の管理において、運行日数や走行距離が極めて少なく、効率的に使用していないものがあった。	貨物自動車の管理に当たっては、供用台数等を考慮し、効率的な使用に努めます。	
《指導事項》 イ 郵便切手等の管理において、翌年度への繰越数量は、物品購入等事務取扱要領により、通常、年間使用量の6分の1の範囲内とされているにもかかわらず、それに比べて著しく多いものがあった。	郵便切手の購入に当たっては、使用数量の把握及び在庫管理を厳しく行い、適期、適量の購入に努めます。	
《検討事項》 情報ネットワークの推進事業に係るソフトウェアの購入に当たり、単品で必要数を購入するよりも、複数での使用を許諾されたライセンスパックを購入した方がより安価であることから、経済的な購入方法について検討する必要がある。	情報ネットワークの推進事業に係るソフトウェアの購入につきましては、平成13年度からホームページ作成ソフトウェアをより安価なライセンスパックにより購入することとし、経済的な購入方法に改めました。	
6 工事技術に係る事項		
6 - 1 実施計画		
《指導事項》 ア 学校の外構工事において、テニスコート及び構内の雨水を排水するため、排水経路が重複する区間を排水管の上にU型トラフを設置する2段構造としているが、配水管に集水桝を設けることによりU型トラフが不	工事の実施計画に当たっては、敷地の状況を十分把握し、適切な設計に努めます。	

要となるものがあった。		
《指導事項》 イ 体育館新築工事において、既存校舎と当該体育館を繋ぐ渡り廊下の床下に配管ピットを設けているが、このピットには配管の計画はなく不経済となっているものがあった。	工事の実施に当たっては、このようなことがないよう十分留意し、適切な設計に努めます。	
《指導事項》 ウ 道路工事において、前年度に仮置きしている掘削残土をフルドーザーで押し土をし盛土をすることとしているが、仮置き場所は盛土区間にあることから、前年度工事で直接盛土をすることが可能であり、フルドーザーの押し土経費が不要となるものがあった。	工事の実施に当たっては、施工計画を十分検討し、適切な設計に努めます。	
《指導事項》 エ 砂防工事において、支障となる既設農業用水管の取扱いについて施設管理者と協議が未了のため、仮設により発注し、その後、本設置をすることとなったが、発注前に本設置を前提としていれば二度手間にならず、仮設経費の一部を軽減できるものがあった。	工事の実施に当たっては、支障物件の管理者と早期に協議を行い、経済的、効率的な施工となるよう努めます。	
《指導事項》 オ 農道整備工事において、2年間で掘削する区間があり、本年度工事で完成することとしているが、前年度に暫定掘削した断面が狭いため、通常より多くの掘削経費を必要としており、掘削した断面に工夫を凝らしていれば、この経費を軽減できるものがあった。	工事の実施に当たっては、経済性や効率性を十分検討し、適切な設計に努めます。	
《指導事項》 カ 河川の改良工事において、掘削残	工事の実施に当たっては、現地を十	

土を17mm離れた土捨て場へ運搬しているが、その一部は、隣接の河川改修によりできた窪地で処理することが可能であることから、運搬経費を軽減できるものがあった。		分調査し、合理的、経済的な設計に努めます。
《指導事項》 キ 砂防工事において、2基の魚道を施工することとしているが、1基は一部の施工であるため、その機能が発揮できないものとなっており、完成させるためには、再度、今回と同様の仮設道路や土の締切等の経費が必要となり、不経済となるものがあった。	工事の実施に当たっては、その機能が早期に発揮できるよう、また、仮設費等の重複計上ができるだけなくなるよう適切な計画の策定に努めます。	
《指導事項》 ク 道路工事において、2度にわたり工事の一時中止を行い、結果として工期を169日間も延長しているが、その原因には事前に把握できる現場条件も含まれていることから、十分な実施計画の基に工事を発注すべきものがあった。	工事の実施計画に当たっては、現場状況を十分把握するとともに、関係機関とも十分協議を行い、適切な発注に努めます。	
6 - 2 設計		
(1) 設計条件の検討が十分でないもの 《指導事項》 排水路工事において、V型トラフを設置する場合、床掘幅は、工事の施工性等からトラフの外寸法に余裕幅を加えたものとしなければならぬが、トラフの外寸法の幅としているものがあった。	排水路V型トラフ床掘のある工事の設計に当たっては、施工性を留意し、余裕幅を加えた適切な設計に努めます。	
(2) 設計基準どおりの設計をしていないもの		
《指導事項》 ア 各種工事から発生するコンクリ	産業廃棄物の発生する工事の設計に	

ート管やU型トラフなどは、小割にして産業廃棄物として処理することとしているが、小割経費が未計上のものがあった。		当たっては、このような積算の計上もれがないように工事工程内容を十分検討し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 イ 河川改修工事において、籠マツトを施工することとし、この中詰材は現地で取り壊す既存敷フロツクを30cm程度に破砕して使用することとされているが、これを更に小割する必要があるにもかかわらず、この経費が未計上のものがあった。	工事に係る発生材の活用にあたっては、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めます。	
《指導事項》 ウ 道路工事において、ボックス型の水路を取り壊し、発生するコンクリート殻を産業廃棄物処理場に運搬して処理することとしているが、この経費が未計上のものがあった。	産業廃棄物の発生する工事の設計にあたっては、現場状況を十分把握し、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めます。	
《指導事項》 エ 国立公園内での歩道整備工事において、現地で発生する伐木等を再利用するウッドチップ舗装を行っているが、取り替えにより発生する古い丸太材は防腐剤が塗布されているため、再利用することは不適当であるとして廃棄処分することとしている。しかし、その古い丸太材の処分は、チップ化し再利用することになっていることから、この丸太材に関する計画及び実施上の取り扱いに矛盾が生じているものがあった。	工事で発生する丸太材の処分に当たっては、資源の有効利用などの観点から事前調査の徹底を行うなど適切な設計に努めます。	
(3) 発生材を有効活用していないもの 《指導事項》		

ア 河川改修工事において、新たに設置する農業用水の取水施設の河床と現況の河床との間に生じる高低差を調整するため、ふとん籠を使用することとしているが、河道には取り壊しをする既設コンクリートブロックがあり、このブロックを小割し、ふとん籠の中詰め石として再利用することが可能なものがあった。		工事に係る発生材の処理に当たっては、現場状況を十分把握して、再利用可能なものについては有効活用を図るよう関係職員に周知し、適切な設計に努めます。	
《指導事項》 イ 道路改良工事において、橋梁の架け替えと護岸の施工に当たり、護岸の全面積を新規の連結ブロックとしているが、取り壊しをする旧橋梁にも同様の連結ブロックの護岸があり、この約7割は再利用することが可能なものがあった。		工事に係る発生材の処理に当たっては、現場状況を十分把握して、再利用可能なものについては有効活用を図るよう関係職員に周知し、適切な設計に努めます。	
《指導事項》 ウ 道路工事において、河川護岸を兼ねる擁壁を補強することとし、河道内には購入土による仮設道路を造成し、施工後、この購入土を13.5km離れた箇所で残土処理することとしているが、当該工事箇所から近隣にある同部局の河川工事に再利用することが可能なものがあった。		工事に係る発生材の処理に当たっては、近隣工事の把握に努めるとともに現場条件等を十分検討して、再利用可能なものについては有効活用を図るよう関係職員に周知し、適切な設計に努めます。	
(4) 施工条件が明確でないもの 《指導事項》 客土や暗渠排水工事においては、その施工時期や土取場の採土方法などの明示が必要であるが、これらを記載する特記仕様書が作成されていないものがあった。		施工の時期等の条件のある工事につきましては、特記仕様書により明示するよう関係職員に周知し、適切な執行に努めます。	
(5) 適切な設計変更をしていないもの			

《指導事項》 ア 排水路整備工事において、砂利敷きの仮設道路を施工することとしているが、現地では地盤の土質が悪い区間もあるため、鉄板の敷設等を行っており、この工法による設計が妥当であることから、設計変更をすべきものがあった。		工事に係る仮設道路の設計に当たっては、現場条件を十分把握し、必要な経費を計上するよう適切な積算に努めます。	
《指導事項》 イ 畜舎新築工事において、既存建築物の基礎等の解体撤去について現場の状況から設計変更を行っているが、誤ってコンクリート塊等の処分費のみを変更し、解体撤去に係る経費の変更を行っていないものがあった。		工事の設計変更に当たっては、変更内容を十分把握し、必要な経費を計上するよう適切な積算に努めます。	
《指導事項》 ウ 図書館の改修工事において、内部改修等に伴い、コンクリート殻や鉄くす等の産業廃棄物が発生しているが、この数量は、当初計画に比べ、実績が大きく増加しているにもかかわらず、設計変更を行っていないものがあった。		工事の設計変更に当たっては、現場の状況を十分把握し、適切な積算に努めます。	
《指導事項》 エ 各種工事において、当初の捨土場所が変更になり、それに伴い運搬距離も変わったにもかかわらず、設計変更を行っていないものがあった。		工事の設計変更に当たっては、現場状況を十分把握し、適切な積算に努めます。	
(6) 設計変更の内容が適切でないもの 《指導事項》 各種工事において、当初設計で運搬捨土距離及び資材単価を誤った場合や計上漏れの資材費を追加する場合は、通常、設計変更ができないにもかかわらず		工事の設計変更に当たっては、その内容を十分把握し、適切な積算に努めます。	

らず、変更しているものがあつた。	
(7) 設計基準が明確でないもの 《検討事項》 交通信号機新設等の工事において、現場管理費率を「北海道営繕工事積算標準単価表」の基準に準拠せず、部局独自で定めているところがあるので、その決定の理由を明確にするよう検討する必要がある。	工事の設計に係る現場管理費率については、「北海道営繕工事積算標準単価表」に掲げる率を適用することとしました。
6 - 3 積算	
(1) 過大積算となつているもの	
《指導事項》 ア 現場整備工事において、区画整理に伴い耕作道路を造成することとしているが、この経費の一部は別途計上している整地工に含まれているにもかかわらず、必要のない盛土敷きならし経費を計上したものがあつた。	工事の設計に係る歩掛りの適用に当たっては、含まれる経費を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 イ 現場整備工事において、排水管を施工することとしているが、その埋戻しについては、管上60cmまでは人力施工、その上部は機械施工とすべきところ、全量を工費の高い人力施工としていたものがあつた。	工事の設計に係る歩掛りの適用に当たっては、施工条件を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 ウ 河川改修工事において、河道内の土砂を掘削することとし、土量を現況の河川水位より上部と下部に区分し、それぞれ陸上及び水中の掘削作業歩掛りを適用しているが、全量を工費の安い陸上の掘削作業歩掛りを適用すべきものがあ	工事の設計に係る歩掛りの適用に当たっては、現場状況を十分把握するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。

つた。	
《指導事項》 エ 河川改修工事において、掘削した土を、一部は堤防の築造土に流用し、残りは残土処理をすることとしているが、掘削した土を転圧し築造すると、掘削した土の容積100m ³ に対し堤防は90m ³ 築造され、という土量の変化率を考慮していないため、工費の安い堤防の築造土の量が不足し、相対に工費の高い残土処理の量が過剰となるものがあつた。 また、用排水路新設工事において、購入火山灰による仮設道路を計上しているが、その数量の算出に当たり、積算の必要のない土量の変化率を考慮したことから、過大に計上していたものがあつた。	工事の設計に係る掘削土等の数量の算出に当たっては、適正な土量の変化率とするよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 オ 土工事の掘削機械については、掘削土量により機種を選択するが、1.0m ³ 級バックホウとすべきところ、誤って工費が高い10.6m ³ 級バックホウを適用していたものがあつた。 また、コンクリート構造物等の取り壊し方法は、取り壊すコンクリート量により選択するが、機械作業とすべきところ、誤って工費の高い人力作業の歩掛りを適用していたものがあつた。 さらに、コンクリートの投入方法は、一日当たりの投入量により選択するが、コンクリートポンプ車投入とすべきところ、誤って工費の高い人力投入を適用していた	工事の設計に係る歩掛りの適用に当たっては、現場状況を十分把握し、適切な積算に努めます。

理員を置かなければならないが、この経費が未計上のものがあった。	
《指導事項》 ウ 道路整備工事において、施工箇所が川の中となる橋台やその護岸を施工する場合は、現場内に流れ込む水を防ぐ土のうや排水用のポンプの経費が必要であるが、未計上のものがあった。 また、ほ場整備による排水路の改修工事において、既設排水路の流水を締め切り、ポンプにより約240 _m 先に流すこととしているが、ホースの賃料及び土のうの経費が未計上のものがあった。	工事の設計に当たっては、施工箇所を十分把握して、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 エ 河川改修工事において、掘削土を河川の外に運搬することとしているが、使用する10tダンプトラックが走行するには地盤が悪いため、敷砂利等の仮設道路が必要であるにもかかわらず、この経費が未計上のものがあった。	工事の設計に当たっては、施工箇所を十分把握して、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 オ 治山工事において、山腹の崩壊を防止するため、斜面の林を伐倒することとしているが、伐木、抜根及びそれを処理する経費が未計上のものがあった。	工事の設計に係る伐木、抜根及びそれを処理する経費の計上に当たっては、現場条件に十分留意して、必要とする経費を計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 カ 排水路整備工事において、本水路を施工するためには、既設排水路の水を処理する仮排水路が必要であり、この仮排水路の断面は、既設の本水路断面と同程度とすべきであるが、必要以上に大きなも	工事の設計に係る仮排水路の計上に当たっては、現場条件を十分検討し内容の確認を行い、適切な積算に努めます。

のとなっていた。 また、仮排水路の高さが既設排水路より低いため、ポンプ等による揚水の経費が必要であるが、この経費が未計上のものがあった。	
《指導事項》 キ 各種工事において、構造物を施工するに当たり、高さ2 _m 以上の部分の作業をするためには足場を必要とするが、この経費が未計上のものがあった。	工事の設計に当たっては、施工箇所を十分把握して、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 ク 各種工事において、重量が20 _t 以上の建設機械を使用する場合には、分解・組立や現場までの輸送に係る費用を計上することとされているが、21tフルドーザーや杭打ち機などを使用しているにもかかわらず、その経費が未計上のものがあった。 また、農道工事において、左右両岸にある橋台基礎に、鋼管杭を杭打機により施工することとしているが、現場内の対岸に移動する場合にも分解・組立及び輸送に関する費用が必要であるにもかかわらず、未計上のものがあった。	建設機械を使用する工事の設計に当たっては、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
(4) 諸経費の取り扱いが適切でないもの	
《指導事項》 ア 各種工事において、建築・電気・土木の合併工事として発注する諸経費の算定は、建築・電気・土木工事の合算額に対応する率に基づいて算定することとされているが、誤って、それぞれの額に対応	合併工事の施工に当たっては、このようなことがないよう「営繕工事積算要領」を遵守し、適正な諸経費の算定に努めます。

		よう、関係部局と連携を図りながら、今後の課題として取り組んでいきます。
6 - 4 事務処理		
《指導事項》 ア 草地整備改良工事において、堆肥倉を新築しているが、建築基準法では、工事が完了した場合、建築主事の検査及び検査済証の交付を受けて使用することとされているにもかかわらず、この手続きを行わないで使用しているものがあった。	工事の施工に当たっては、建築基準法に基づく適正な手続きを行います。	
《指導事項》 イ 農道改良工事等の「下請負人選定通知書」において、手形期間は90日以内のできる限り短かい期間とすることとされているが、当該工事では90日を大幅に越えているものがあるにもかかわらず、その理由などを確認していないものがあった。	工事の「下請負人選定通知書」に係る手形期間の確認につきましては、関係通達に基づき、下請負人の保護の観点から、特に代金の支払をできる限り現金払で契約を締結するよう指導するとともに、手形期間については、90日以内で設定するよう指導しておりますが、関係職員にその趣旨を周知徹底します。	
《指導事項》 ウ 各種工事において、2名の工事監督員を指定しているが、各々の工事監督員の職務範囲等が明確となっていないものがあった。	2名以上の工事監督員の指定に当たっては、職務範囲等の明確な指定を行います。	
《検討事項》 アスファルト舗装路面の塗装工事や道路の区画線（ライン引）工事において、横断歩道や中心線等のペイント塗装は、1～3年毎に実施している。工事契約書の「かし担保」条項では、「そのかしがこの故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求することができる期間は、10年とする」とされているが、塗装施工期間とは整合が	区画線工事に係るかし担保（故意又は重過失）につきましては、民法第717条第3項による第三者の損害に対する請負人への求償権の消滅時効を踏まえたものであります。 なお、民法第717条は土地の工作物に対するものでありますが、道路は土地の工作物であり、区画線は土地の工作物である道路の従物であるものと考	

とれていないことから、この契約条項の内容について検討する必要がある。		えられることから、民法第717条の規定は区画線に対しても及ぶものと解されます。 以上のことから、いかなる工事内容でありましても、その適用が完全に排除できない以上、契約条項を変更することは適当でないものと考えます。 ただし、道路通行車両による摩耗も想定されることから、関係部局と連携を図りながら、今後の課題として取り組んでいきます。
7 経営管理に係る事項	《指摘事項》 競馬事業について、勝馬投票券収入などの減少により、販売額が減少し経営が一段と厳しい状況になっている。 (農政部、競馬事務所)	現在、ホッカイドウ競馬は、平成13年度から5カ年間で赤字脱却を目指し運営改善に取り組んでおり、産地関係者や競馬有識者などで構成する「経営戦略会議」の場における議論などを踏まえ、より効果的な経営戦略を構築・実践し、経営の健全化に努めていく考えてあります。
8 その他の事項	8 - 1 公用車の交通事故	
《指摘事項》 公用車による交通事故が発生し、修繕費用、賠償金等として、1件につき、100万円以上の損害が生じているものがあった。 (旭川土木現業所、稚内土木現業所、上川支庁、十勝支庁、警察本部)	公用車による交通事故の対策につきまして、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、各種会議などを通じて、各職場における職員の交通安全の啓発、啓蒙の指導や、職員の交通事故の形態や傾向について例示するなどした資料を提示し、各職場研修の実施に取り組んでおります。 また、事故を起こした職員に対しましても、その責任を明らかにし、厳正に処分等を行うなど、強い反省を促し、	

	交通事故防止について職場ぐるみでの取り組みを強化させております。 今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。
8 - 2 火災・盗難・亡失	
《指導事項》 校舎火災が発生し、修繕費用として1件、701万4,000円を支出しているものがあつた。 (千歳高等学校)	学校校舎等の火災防止対策につきましては、各種会議及び文書通達等により職員等への防火意識の啓蒙に努めておりますが、今後とも火災防止に万全を期すよう努めます。
《指導事項》 ア 自動大気捕集装置の盗難事件が発生し、被害が生じているものがあつた。	盗難事故の対策に当たっては、このようなことのないよう適切な物品管理に努めます。
《指導事項》 イ パーソナルコンピュータ等を亡失しているものがあつた。	物品等の亡失につきましては、このようなことのないよう適切な管理に努めます。
《指導事項》 ウ 行政事故の発生や管理瑕疵により、賠償金を支出しているものがあつた。	行政の執行に当たっては、このようなことのないよう適正な執行に努めます。 また、財産の管理に当たっては、このようなことのないよう適切な管理に努めます。
8 - 3 その他	
《指導事項》 ア 災害復旧工事において、災害の発生原因及び原因者に係る検討を十分行わずに復旧工事に着手し、費用の全額を道費で支出しているものがあつた。	災害等の発生に当たっては、その原因等について調査・検討を十分行った上で、適切な措置を講じるよう努めます。

った。	
《指導事項》 イ 職員が行政運営上必要と認められる団体等の事務に従事する場合には、あらかじめ職務に専念する義務の免除承認を得なければならないが、こうした手続が取られないものがあつた。	職員の職務に専念する義務の免除承認につきましては、年度当初に手続をし、適正な事務処理に努めます。
《指導事項》 ウ 職員の自家用車を公務のために使用することは、原則として禁止され、やむを得ない場合に限り事前承認が必要とされているが、事前承認を得ていないものがあつた。	自家用車の公用使用に当たっては、事前承認を徹底し、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。
《検討事項》 ア 臨時技術職員に、任用決定書に記載された職務とは異なる用務による出張を命じているものがあつたので、業務量や職場の実態等を勘案して、従事する職務の内容について検討する必要がある。	臨時技術職員につきましては、本来業務に支障のない範囲で一時的・突発的な場合以外に他の業務に従事させることのないよう適切な執行に努めます。
《検討事項》 イ 公益法人の会計は、原則公益法人会計基準に則って処理することとされているが、企業会計の基準を準用しているものがあるので、適切な指導を行うよう検討する必要がある。	当該法人に対し、公益法人会計基準に則った会計処理を行うよう指導します。

〈道営土地改良事業の執行状況に関する監査結果に対する措置〉

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
1 事業計画の決定手続について (1) 事前説明の取扱いが明確でない	
《問題点》 土地改良事業は、多額の投資とそれ	平成13年6月29日に土地改良法が改

に伴う受益者負担、さらには造成された施設が農地と一体となって効用が長期に及ぶことから、申請者（受益農家又は市町村長等）が事業の施行を検討する際には、整備水準をどの程度とするかが重要なポイントとなってくる。 このため、事業の事前説明会等において、支庁が、受益農家や費用負担予定者に概算事業費や地元負担割合を示すなど、受益農家等が整備水準を選択するために必要な情報の提供を行っているが、開催記録の作成などに関する取扱いが明確でない。 《改善意見》 事前説明は、受益農家等との対話を通じて事業制度の理解を求め、事業の円滑化、効率化に資するものであることから、取扱いを明確にするよう検討する必要がある。		正され、事業実施に当たって「環境との調和への配慮」が位置づけられたことを受け、今後の農業農村整備事業については、地域の合意のもと食料の安定供給等とあわせて、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換することとなりました。 そのため、事業計画を作成するにあたり、事業の概略が定まる前のできる限り早期に、受益農家のほか地域住民の合意形成を図る必要があることから、事前説明の取扱いについて早急に整理し、担当者会議で周知を図ります。	
(2) 技術的助言の取扱いが確立されていない 《問題点》 事業の施行申請に当たっては、申請者が、受益地域を定め、事業の目的や施行地域の現況、事業の基本計画、費用の概算、事業の効果などを記載した「計画の概要」を作成し、公告などの手続を経て支庁長に提出しなければならないが、この概要は、事業施行の基となるもので、その後支庁長が作成する事業計画は、これに準拠しなければならぬとされている。 概要の作成には、専門的知識を必要とすることから、支庁の技術的助言のもとに作成されている状況にあるが、技術的助言に関する取扱いが確立されていない。		計画の概要は、支庁が事業計画の樹立を円滑に行う上で重要であり、その作成には、専門的知識が必要であることから、支庁が技術的助言を行うことは必要と考えております。 平成13年6月29日に土地改良法が改正され、事業実施に当たって「環境との調和への配慮」が位置づけられたことを受け、計画概要の具体的な記載事項について、国の方針が示されましたので、申請者がより作成しやすい内容となるよう、様式及び記入要領等を早急に整理するとともに、その作成に当たっては、申請者から要請があった場	

《改善意見》 計画の概要については、申請者が簡便に作成できる方法を検討するとともに、技術的助言を行う場合の取扱いについても検討する必要がある。		合に、技術的助言を行うこととし、担当者会議で周知を図ります。	
(3) 計画の概要に記載漏れがある 《問題点》 計画の概要には、「事業の効果」を記載しなければならないが、市町村長の申請に係るもので、この記載のないものがあった。 《改善意見》 計画の概要の確認は適切に行うこと。		計画概要の内容確認につきましては、審査の際に適切に行います。	
(4) 事業計画に記載漏れがある 《問題点》 事業施行の申請があったときは、支庁長が、申請内容を審査し、「適」と決定した場合には、「計画の概要」に準拠して、事業の目的、施行地域の現況、事業の一般計画、主要工事計画、工事の予定時期、施設の方法、事業費の総額、事業の効果などを定めた事業計画を作成し、公告縦覧に供し、利害関係人に異議申出の機会を与えるなどの法手続を経なければならぬが、事業計画に「事業の効果」が記載されていないものなどがあった。 《改善意見》 事業計画には、法定要件を漏れなく記載すること。		事業計画書の作成に際しましては、適切に記載するよう努めます。	
(5) 専門技術者の委嘱が適切でない 《問題点》 事業計画の決定に当たっては、農用地の改良、開発、保全などに関する専門的知識を有する技術者に、事業の必		専門技術者につきましては、外部有資格者への委嘱を増やすことを基本としますが、有資格者が少ない現状を考	

要性や技術的可能性、経済性、農家負担の妥当性などについての調査を委嘱し、報告書の提出を受け、それに基づき判断することとされている。 委嘱の趣旨は、事業計画について客観的評価を得るためのもので、委嘱の手続は、農林水産省が技術的助言として定めた「専門技術者委嘱の要領」によることとされているが、有資格者が少ないことから、支庁職員を充てているものがあった。 《改善意見》 専門技術者について、有資格者への委嘱を拡大するよう検討する必要がある。		慮し、複数の工種で構成される総合事業の地区であって、事業の必要性、技術的可能性、経済効果等について特に高度な判断を要すると認められる地区を優先して有資格者へ委嘱するよう努めます。
(6) 調査報告書に記載漏れがある		
《問題点》 専門技術者の調査報告書には、「農家負担の妥当性」を記載しなければならぬが、記載のないものがあった。 《改善意見》 専門技術者の報告書は、事業計画を決定する上で重要なものであるから、委嘱に当たっては、調査対象項目を的確に指示すること。	専門技術者の調査報告書の作成に際しましては、適切な記載について指示するよう努めます。	
2 事業計画の変更手続について		
(1) 変更の対象要件が明確でない		
《問題点》 事業計画を変更しようとするときは、支庁長が、あらかじめ変更後の事業計画の概要を作成し、市町村長と協議を行い、受益農家3分の2以上から同意を徴することとされている。同意が得られた場合には、変更計画案を作成し、専門技術者の調査報告を経た上で、変更計画を決定し、公告縦覧を行った後、	計画変更に係る具体的な取扱基準を明確にするため、平成14年3月29日付けをもって「道営土地改良事業計画変更取扱要領」を改正するとともに、同日付けで「道営土地改良事業計画変更取扱要領の運用」を制定し、支庁に通知しました。	
変更計画を確定し、工事に着手することとなる。 このように計画の変更は、受益者の負担に影響を与える場合があることから、慎重な手続が求められており、相当な労力と時間を要する仕組みとなっている。 一方、変更の法定要件は、施行に係る地域その他重要な部分の変更とされており、重要な部分とは、①主要工事計画、②管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの、③事業費で①又は②の事項に係るものとなっている。 また、これとは別に、農林水産省が補助事業の重要な変更報告要件として定めたものがある。 道においては、「道営土地改良事業計画変更取扱要領」（平成13年3月13日付け計画第1690号農政部長通知）を定め支庁長に通知しているが、これは、本庁への事前協議要件を示したもので、農林水産省が定めた補助事業の重要な変更報告要件と全く同じものであり、法に基づく変更手続との関係が明確にされていない。 《改善意見》 ほとんどの事業について計画変更を行っているが、法に基づく計画変更手続と補助事業の重要な変更報告手続との関係などが明確でないことから、取扱基準を明確にするよう検討する必要がある。		
(2) 同意徴集事務の取扱いが確立されていない		

《問題点》 計画変更手続の一つとして、受益農家に計画変更の概要を示し3分の2以上の農家から同意を徴する事務があるが、この事務を市町村に依頼しているものがあつた。 しかし、地方自治法の改正により、補助執行制度が廃止され、市町村から協力を得る場合には、地方自治法第252条の14による委託契約、あるいは同法第252条の17の2による特例条例によらなければならないが、こうした取扱いが確立されていない。 《改善意見》 受益農家の同意徴集事務を市町村に依頼する場合は、地方自治法の改正趣旨を踏まえた取扱いとするよう検討する必要がある。	道営土地改良事業計画変更手続の同意徴集事務に当たりましては、地元関係農家や地域実態を熟知した地元関係機関の協力が不可欠となることから、関係省庁と協議し、市町村への委託方法や費用負担のあり方について検討します。

(5) 変更担当部門の体制が十分でない 《問題点》 事業計画の樹立業務は、支庁の管理課又は計画課に置かれている調査計画部門が担当し、計画の変更業務は、工事の施工、管理に当たる耕地課又は耕地出張所の担当となっている。 計画の変更業務には、事業地区内容の確定や複雑で高度な内容を含む事業効果の測定が含まれており、この業務を適切に行うためには、耕地部門と調査計画部門との連携が欠かせないが、耕地部門は、工事の設計、積算、現場指導に多くの時間を費やし、一方、調査計画部門は新規採択希望地区の調整作業に追われ、連携が十分とは言えない状況にある。 《改善意見》 計画の変更は、受益農家の負担に影響を与える場合があることから、適期に、適切に行われるよう事務処理体制のあり方、職員研修の充実などについて検討する必要がある。	化計画が策定され、目標数値が変更されているにもかかわらず、変更計画の内容の検討が十分に行われていないものがあつた。 《改善意見》 変更計画は、適切に定めること。

て複雑で、高度な専門的知識を必要とすることから、申請者が測定する(ア)の段階では、支庁の技術的助言のもとに行われている。また、(ウ)についても、有資格者への調査委嘱が行われているのは僅かしがなく、ほとんどが支庁職員によって行われている。		
イ 事業計画の変更にも際しても、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の各段階において、経済効果の測定を行わなければならないが、上記2の(5)で指摘したとおり、耕地部門と調査計画部門との連携が十分に行われていないことから、次のウからも明らかなように、測定を誤っているものや実質的な測定となっていないものなどがあった。ウ 経済効果の測定において、次のとおり適切を欠く事例があった。		
区 分	適 切 を 欠 く 事 例	
(ア) 諸係数の取扱い	a 経済効果の測定に必要な諸係数及び各種の単価については、毎年度本庁から通知されるが、通知時期が12月と遅いうえ、単価改定の適用月日も示されていない。平成12年度における労賃単価は1,660円と前年度を60円下回っているが、平成13年1月に市町村との協議を開始した変更計画において、割高な平成11年度単価により算定している	

ものがあつた。		
b 酪農等の事業においては、北海道酪農肉用牛生産近代化計画で定める諸係数を用いることとされているが、本庁からの指示が十分でなかったため、成牛、若牛などの保有率について、誤った係数を用い算定しているものがあつた。		
c 生産物の単価は、原則として最近5か年の各年の農家受取価格をもとに算定することとされているが、物価の変動が激しいことから、計画時に用いた単価が、実勢価格を反映していないものがあつた。		
(イ) 現況単収の取扱い	a かんがい排水事業等における農業生産向上効果の算定において、単位面積当たり収量の増加額を算定する際の基礎数値となる作物別現況単収は、年毎の作付面積の変動を考慮した最近5か年の平均単収を用いることとされているが、作付面積の変動を考慮せず	

[illegible]

の取扱い	整備事業における農業生産向上効果の算定において、暗きょ排水の湿害防止による増収効果を算定する際に、標準増収率を用いているが、計画変更時点の率は25%であるのに、計画樹立時点の率である35%を用いて算定しているものがあつた。
(オ) 防塵効果の取扱い	農道整備事業における農業生産向上効果の算定において、砂塵の発生を軽減することによって生ずる作物生産効果を算定する際に、増収効果とすべきところを誤って防塵による品質向上効果として算定しているものがあつた。
(カ) 輸送車種の取扱い	農道整備事業における農業経営向上効果の算定において、生産物の輸送経費節減額を算定する際に、農家からの聞き取りにより運搬用トラックが大型化するとして、節減額を大幅に増加させているが、根拠となる資料が整備されていないものがあつた。
(キ) 輸送人件費の取扱い	農道整備事業における農業経営向上効果の算定において、生産物の

の輸送経費節減額を算定する際に、車両の運行に必要な人員は、実際には運転手1人であると推測されるのに、運転助手も加え2人として算定しているものがあつた。	(ク) 交通量調査の取扱い 農道整備事業における生活環境整備効果の算定において、農業以外の一般交通の経費がどの程度節減できるかを算定する際に、道路での交通量調査を行うこととされており、計画変更の際にも、同様の調査が必要であるが、調査の年月日や調査位置が明らかにされていないものがあつた。
--	---

エ 経済効果の測定の際に目標とした効果内容と事業実施後の実績とを比較したところ、次のような事例があつた。

(ケ) 作物の作付計画は、農業生産向上効果における作物生産効果の算定基礎となるもので、営農計画に基づき、受益地区全体として定めることとされているが、個々の農家の積み上げとするのか、標準的な代表農家の例をもとにして定めるのかが明らかにされていない。

このため、「市町村農業経営基盤強化促進基本構想」などをベースに定めているが、事業完了後における作付実績を確認したところ、

う 農林水産省においては、再評価の結果、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定することとされているが、道における評価結果の対処方針は、継続、見直し、休止、廃止に分類され、事業計画の変更が必要なものについては、事業を拡大する場合も含めて全て見直しとしており、事業を拡大するのか縮小するのかが曖昧になっている。 《改善意見》 事業再評価の対象地区の選定を適切に行うこと。 経済効果の測定には、専門的知識を必要とし、かつ、時間を要することから、測定を行う場合には、どのような方法を用いるのか、取扱いを明確にするよう検討する必要がある。 評価結果の対処方針について、再評価制度の趣旨が生かされるよう検討する必要がある。	
5 施設の利用、管理について	
(1) 工事の完了公告が遅延している	
《問題点》 工事を完了したときには、遅滞なく、その旨を公告しなければならないが、完了公告が著しく遅延しているものがあった。 また、変更計画の確定が行われないまま、完了公告を行っているものがあった。	工事完了の公告につきましては、今後、遅滞なく行うよう努めます。 また、計画変更地区においては、関係部門が連携を図り、変更計画確定後に完了公告を行うよう努めます。
(2) 財産管理の取扱いが適切でない	
《問題点》 道営事業による財産は、効率的運用	道有財産として取得・管理するもの

及び管理の適正化を図る観点から、地方自治法第237条第2項の規定に基づき譲与条例を定め、受益者である市町村や土地改良区等に譲与することを基本としている。しかし、農地防災ダム等については、譲与しないで、道有財産として取得、管理しているが、管理の方針などについて、公有財産統括者との協議が行われていないものがあった。

につきましては、関係部門が連携を図り、適切に管理を行うよう努めます。
また、このことについては、平成13年10月17日に開催した全道支庁農業振興部管理課長会議において説明を行い周知しました。

《改善意見》
道営事業による財産は、譲与することが基本とされており、譲与しない道有財産とすることは、特例であり、管理費や人員の確保を伴うことから、公有財産統括者との協議のもとに、取得、管理が適切に行われるよう検討する必要がある。

(3) 財産台帳の記載を誤っている

《問題点》
農作業準備休憩施設として整備したものを、土地改良財産台帳に地域会館と記載し、譲与しているものがあった。
《改善意見》
土地改良財産台帳の記載を的確に行うこと。

財産台帳の記載につきましては、平成13年6月18日に当該台帳を訂正しました。
なお、今後は適切な事務処理に努めます。

(4) 譲与先の財産管理が適切でない

《問題点》
道営事業による財産を、市町村に譲与する場合、市町村においては、本来の目的どおりに利用、管理しなければならぬが、農村公園、体験農園、交流施設など公の施設としての条例による管理が行われていないものがあった。
《改善意見》
市町村に譲与する際に、施設の管理

道営土地改良事業により造成し市町村に譲与する施設につきましては、譲与後の管理方法を確認するなど、適切な管理が行われるよう努めます。

方法を確認するよう検討する必要がある。	
6 事業の効果について	
《問題点》 事業効果が十分には発現されていない ア 農道離着陸場事業において、農産物の利用実績がほとんどなく、事業効果が十分には発現されていないものがあった。 イ 農道の整備事業において、計画していた用地取得が一部困難となったことから、計画の変更を行い、一部除外としたうえで関連事業となったものがあるが、現時点において当初計画どおりの事業効果が十分には発現されていなかった。 《改善意見》 土地改良事業については、将来予測には難しい面があるにしても、その必要性や経済性などにつき、更に詳細な検討を行う必要がある。	事業計画の策定に当たっては、地域ニーズの確な把握や将来予測をより慎重に行うとともに、社会経済情勢の変化が生じた場合には、事業計画の変更を適切に行うよう努めます。

監查公表第6号

地方自治法第199条第5項の規定により行った平成12年度に係る財務に関する事務の執行の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年8月2日

第1 監査の結果の報告

平成12年度に係る随時監査の結果については、平成13年10月30日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成13年11月6日付け北海道公報第312号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
支出に係る事項	庁中常用資金前渡要領の資金前渡において、立替執行職員への支払が、新年度予算で執行すべきものを旧年度予算で執行していたものがあつた。	庁中常用資金前渡要領の資金前渡の執行に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。